

平成 29 年 10 月 4 日

市民オンブズマン高知
代表 田所 辨蒔 様

高知県知事 尾崎 正直

県公文書管理条例制定及び公文書館運営について（回答）



このたびは、貴重なご意見をいただきお礼を申し上げます。

さて、公文書館につきましては、本年 3 月に高知県公文書館整備基本計画を策定し、平成 32 年度の開館を目指して現在の県立図書館を改修して整備することとしています。

この公文書館は、本県がこれまで作成又は取得し、保存・管理しております公文書のうち歴史資料として重要な公文書（以下、「歴史的公文書」という。）を選別し、永久に保存するとともに、県民の皆様に利用していただくことなどを目的として整備するものです。

現在、公文書館の施設整備と併せて、歴史的公文書を適切に選別し、保存する仕組みづくり（以下、「歴史的公文書制度」という。）にも取り組んでいるところであり、具体的には、県が保存・管理する公文書の目録の作成などを行っています。

来年度以降には、条例や規程の整備、職員に対する歴史的公文書制度に関する研修、各所属による選別試行の実施などを予定しており、公文書館及び歴史的公文書制度を円滑かつ適切に運営できるよう着実に準備を進めてまいります。

貴団体からいただきました公開質問・申入書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

(趣旨の 1 及び 2 について)

- ・公文書は、県民の皆様共有の貴重な知的資源であり、公文書の適正な作成と管理、さらには情報公開制度の適正な運用は、県民の皆様の知る権利にのっとり、県民の皆様の県政に対する理解と信頼を深めていただき、県民参加による公正で開かれた県政を推進していくうえで重要なことであると認識しております。
 - ・このため、公文書館の設置に併せて創設する歴史的公文書制度の施行に伴い、現行の高知県情報公開条例が対象としている現用公文書の開示請求権に加え、歴史的公文書制度の対象となる非現用公文書に対する県民の皆様の利用請求権についても保障していく必要があると考えています。
 - ・また、今まで公文書の作成、保存・管理、廃棄等の公文書事務を公文書規程で運用してきましたが、今後、公文書館の設置に併せて創設する歴史的公文書制度の施行に伴い、これまで以上に公文書に関する運用の充実と明確化が重要と考えております。
- このため、歴史的公文書の利用請求権の保障と公文書管理全般の統一的なルールを規定する新たな条例を、公文書館の開館までに制定し、対応していくこととしています。
- ・条例の実施機関につきまして、まず、地方独立行政法人につきましては、現行の情報公開条例において対象としております（条例第 2 条第 1 項）。

- ・公社・県出資団体、指定管理団体につきましては、設置根拠となる会社法等の法令において情報公開についての規定があること、公文書管理法の実施機関について「国の一部を構成する法人と認められ、国と同様の説明責任を履行させるべき法人を対象とする」という考え方（出典：『逐条解説 公文書等の管理に関する法律』 宇賀克也著）との均衡を図る必要があることから条例の実施機関とすることは適切ではないと考えております。なお、情報公開条例第21条及び第22条において、これらの団体に対し、自ら積極的に情報公開するよう努力義務を課しているところです。

（趣旨の3について）

- ・歴史的公文書制度の対象となる非現用公文書について、適正な保存管理と県民の皆様の利用請求権を保障するために必要となる条例の整備にあたっては、第三者機関に意見を聴くとともに、専門家などからの意見聴取やパブリックコメントを通じて県民の皆様のご意見を幅広く聴くこととしております。

（趣旨の4について）

- ・情報公開条例につきましては、第三者機関として「公文書開示審査会」を設置しており、情報公開条例の改正や運用改善など、公文書開示制度の運営に関する重要事項については、その都度、意見を聴くこととしています。

（趣旨の5について）

- ・公文書のうち、歴史的公文書となるべきものについては、永久に保存する方針で考えております。その他の公文書については、文書管理の効率性を確保する観点から、公文書規程で定められた保存期間を延長する予定はありません。
- ・公文書管理法第4条に規定する文書作成義務については、現在でも、平成27年4月に策定した県政運営指針において「課題案件や協議結果、県民の皆様との対話の内容やご意見」を文書化することを明記しているところであります。その趣旨を職員に周知しておりますが、新たに制定する条例にも明記することとしております。
- ・県出資団体につきましては、それぞれの団体の根拠規定である会社法等の法令の規定に基づき情報公開が行われるべきものと考えております。なお、情報公開条例第22条においては、自主的な情報公開についての努力義務を課しております。
- ・廃棄公文書の目録（簿冊単位）については、歴史的公文書制度の導入の際に、公文書の廃棄・移管のルールを新たな条例に規定することにしております。現在、目録の作成を進めているところであります。この目録は公開することとしています。

（趣旨の6について）

- ・貴団体と総務部長及び文書情報課長が意見交換を行う機会を設けさせていただきます。日程調整し、県庁内会議室を確保します。